

(案)

# あやせ自殺対策計画

(第2期)

「誰も自殺に追い込まれることのないあやせ」の実現を目指して

令和6年3月

綾瀬市

ごあいさつ

# 挨拶文

令和6年3月

綾瀬市長 古塩 政由

# 目次

## あやせ自殺対策計画（第2期）

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b> . . . . .	<b>4</b>
1	計画策定の趣旨 . . . . .	4
2	計画の位置づけ . . . . .	6
3	計画期間 . . . . .	6
4	計画目標 . . . . .	6
5	自殺対策の基本方針 . . . . .	6
6	自殺総合対策推進センター . . . . .	6
<b>第2章</b>	<b>綾瀬市の自殺の現状と第1期計画の達成状況</b> . . . . .	<b>8</b>
<b>第3章</b>	<b>いのち支える自殺対策への取り組み 基本施策</b> . . . . .	<b>16</b>
	基本施策1 地域におけるネットワークの強化 . . . . .	16
	基本施策2 自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）の育成 . . . . .	18
	基本施策3 市民への啓発と周知 . . . . .	19
	基本施策4 生きることの促進要因への支援 . . . . .	20
	基本施策5 女性の自殺対策の推進 . . . . .	23
<b>第4章</b>	<b>いのち支える自殺対策への取り組み 重点施策</b> . . . . .	<b>25</b>
	重点施策1 高齢者対策 . . . . .	25
	重点施策2 生活困窮者対策 . . . . .	30
	重点施策3 子ども・若者対策 . . . . .	33
	重点施策4 勤務者・経営者対策 . . . . .	36
<b>第5章</b>	<b>いのち支える自殺対策への取り組み</b> . . . . .	<b>38</b>
	生きる支援の関連施策 . . . . .	38
<b>第6章</b>	<b>綾瀬市の自殺対策の推進体制</b> . . . . .	<b>41</b>
<b>第7章</b>	<b>資料編</b> . . . . .	<b>42</b>

## 1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死といわれています。自殺の原因は、様々な要因があり、その多くは防ぐことのできる社会的な問題です。

国においては、平成18年に自殺対策基本法を制定し、平成19年に自殺対策の取組方針を定めた「自殺総合対策大綱」を策定して、自殺対策に取り組んできました。この結果、平成10年以降、年間3万人を超えていた自殺者数は、平成24年から減少傾向がみられましたが、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、令和2年は11年ぶりに増加に転じ、依然として2万人を超えています。自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7カ国の中で最も高い状況が続いています。

国では、自殺対策基本法を改正（平成28年4月施行）し、都道府県、市町村に計画策定を義務づけました。自殺総合対策大綱も見直され、令和4年10月に閣議決定がなされました。新たな大綱では、「子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」や「総合的な自殺対策のさらなる推進・強化」が新たに位置づけられました。

このたび本市では、「あやせ自殺対策計画（第1期）」の計画が満了することから、こうした自殺対策に関する状況や動向、自殺対策基本法や新たな大綱の趣旨を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、「生きることの包括的な支援」に関連する自殺対策を引き続き、総合的かつ効果的に推進するため、「あやせ自殺対策計画」を改定します。

**< 自殺の現状と自殺総合対策大綱における基本認識 >**

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

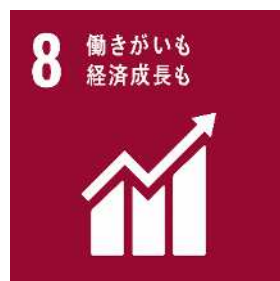
年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

地域レベルの実践的な取組を、PDCAサイクルを通じて推進する

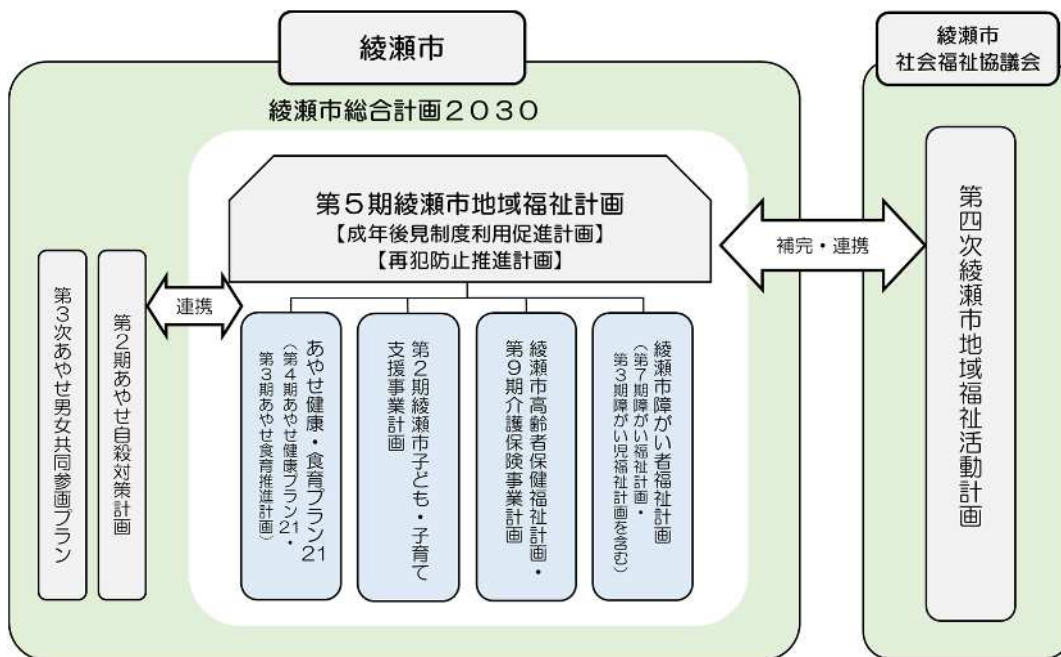
なお、平成 27 年 9 月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals 略称 S D G s）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。その後、国が策定した「S D G s 実施指針」の中で各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては S D G s の要素を最大限反映することを奨励」しています。本計画においても、この S D G s の趣旨を踏まえて取り組んでまいります。

### < 本計画に掲げる施策と特に関連する S D G s のゴール >



## 2 計画の位置づけ

本計画は、「あやせ自殺対策計画(平成31年～令和5年)」の期間が満了することから、引き続き、自殺対策基本法や新たな大綱の趣旨を踏まえて、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として改定するもので、「綾瀬市総合計画2030」や「綾瀬市地域福祉計画」「あやせ健康・食育プラン21」等、各福祉関連計画との整合性を図り改定しています。



## 3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から10年度までの5年間とします。

## 4 計画目標

**自殺者数を、一人でも減らすことをめざします**

### 5 自殺対策の基本方針

本市では、自殺総合対策大綱で国が示した6つの基本方針に基づき、全国共通で取り組む「基本施策」、優先的に取り組む「重点施策」、その他の事業をまとめた「生きる支援の関連施策」の、3つの施策で「生きることの包括的な支援」を推進します。

### 6 自殺総合対策推進センター

自殺総合対策の更なる推進を求める決議(平成27年6月2日参議院・厚生労働委員会)及び「自殺予防総合対策センターの今後の業務の在り方について」(平成27年7月)を踏まえ、これまでの「自殺予防総合対策センター」を改組し、平成28年度よ

り、新たに「自殺総合対策推進センター」として、位置づけられました。

自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策を支援しています。

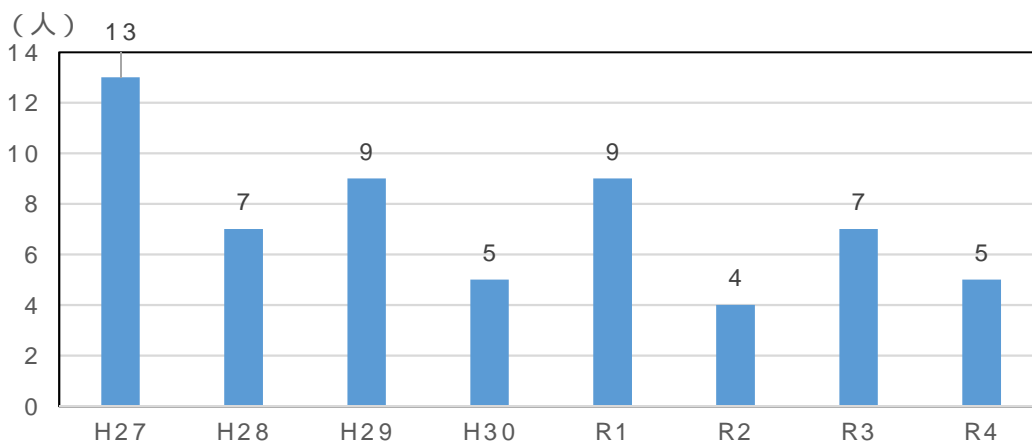
## 第 2 章

## 綾瀬市の自殺の現状と第 1 期計画の達成状況

### 1 自殺者の推移

自殺者は平成 27 年 13 人、令和 2 年 4 人、令和 3 年 7 人、令和 4 年 5 人となっています。(図 1)

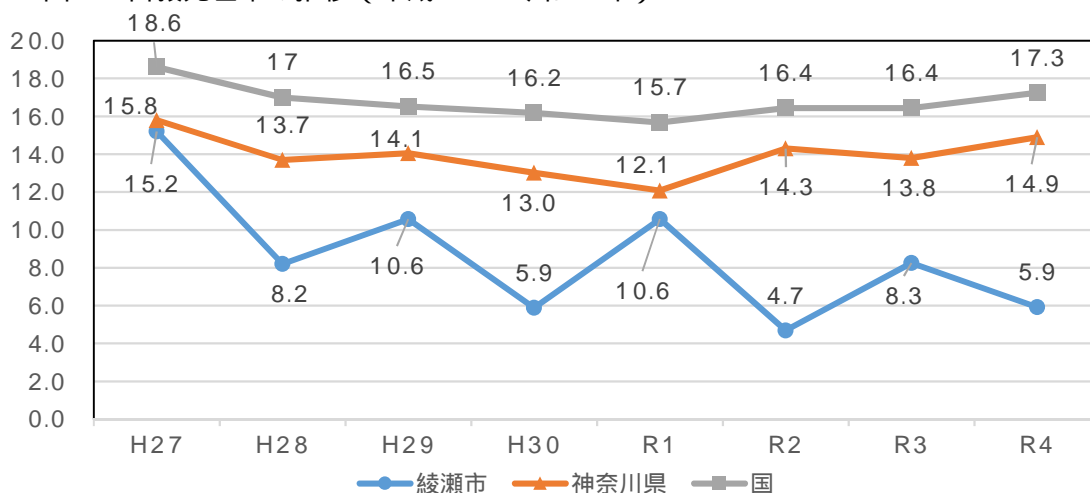
図 1 自殺者の推移 (平成 27 ~ 令和 4 年)



出典：警察庁「自殺統計」

人口 10 万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率について、国や県は令和 2 年に自殺者総数が 11 年ぶりに前年を上回り、自殺死亡率も増加に転じました。本市は、減少と増加を繰り返しており、令和 4 年は 5.9 であり、県 (14.9) や国 (17.3) と比べ低くなっています。(図 2、表 1)

図 2 自殺死亡率の推移 (平成 27 ~ 令和 4 年)



出典：警察庁「自殺統計」



表1 自殺者数・自殺死亡率の推移（平成21～令和4年）

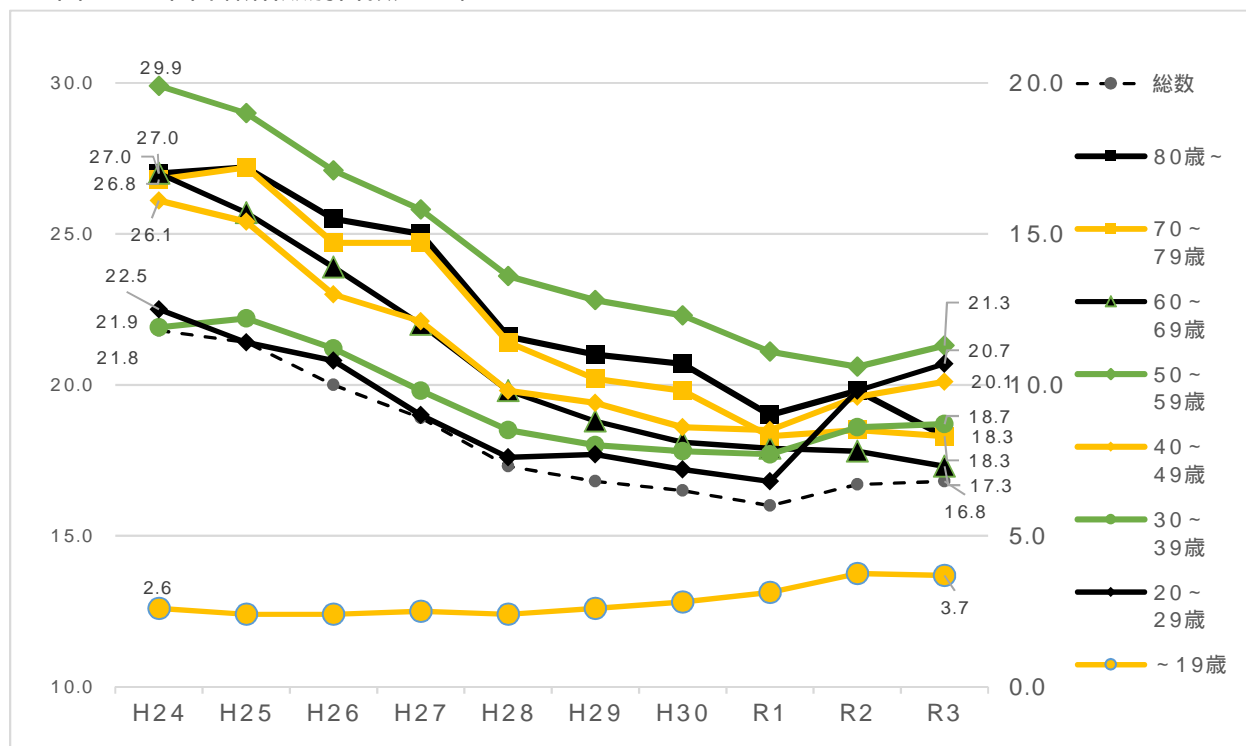
単位 自殺者数(人) 自殺死亡率(人口10万対)

		平成27～令和4年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
綾瀬市	自殺者数	59	13	7	9	5	9	4	7	5
	自殺死亡率	8.7	15.2	8.2	10.6	5.9	10.6	4.7	8.3	5.9
神奈川県	自殺者数	10,237	1,438	1,248	1,286	1,194	1,110	1,317	1,272	1,372
	自殺死亡率	14.0	15.8	13.7	14.1	13.0	12.1	14.3	13.8	14.9
国	自殺者数	170,728	23,806	21,703	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723
	自殺死亡率	16.8	18.6	17.0	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3

出典：警察庁「自殺統計」

全国の年齢階級別自殺死亡率は、令和元年までは年々減少していましたが、令和2年から増加に転じています。特に、29歳以下の増加が顕著になっています。（図3）

図3 全国年齢階級別自殺死亡率

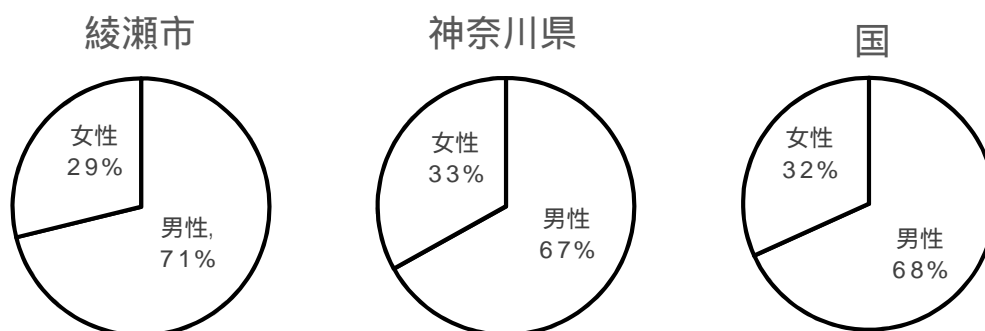


出典：令和3年中における自殺の状況（厚生労働省）より引用

## 2 性別・年代別の実態

平成 27 年から令和 4 年までの 8 年間の男女別構成割合は、本市は男性 71%、女性 29%です。県（男性 67%、女性 33%）や国（男性 68%、女性 32%）とほぼ同じ傾向で、男性の割合が高くなっています。（図 4）

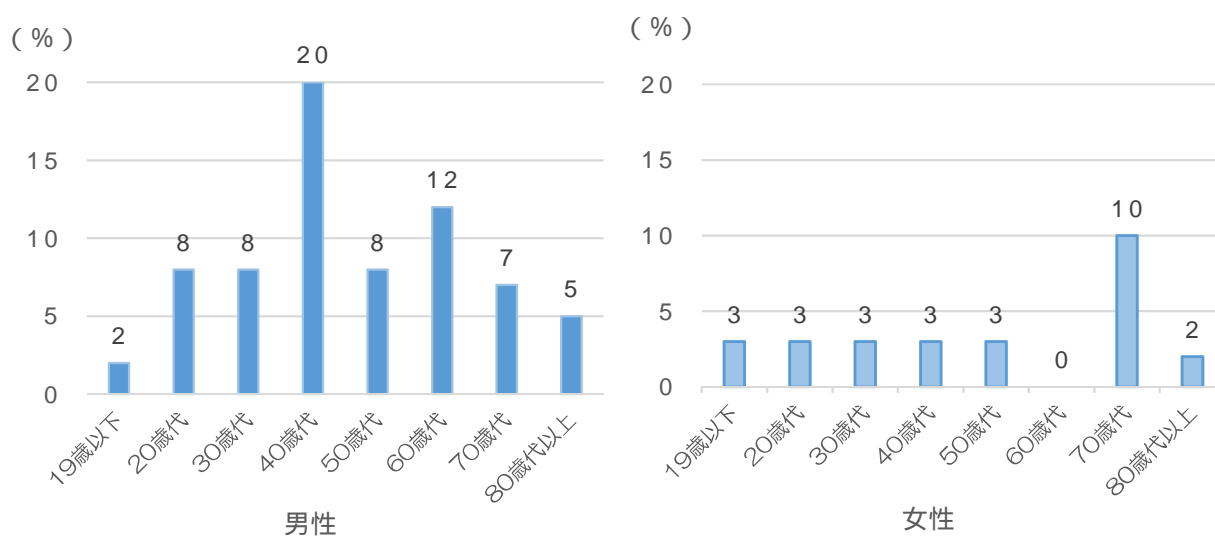
図 4 男女別構成割合（平成 27～令和 4 年合計）



出典：警察庁「自殺統計」

本市の平成 27 年から令和 4 年までの 8 年間の性別・年代別自殺者数の構成割合では、40 歳代の男性、60 歳代の男性、70 歳代の女性が高くなっています。（図 5）

図 5 性別・年代別自殺者数の構成割合（平成 27～令和 4 年合計）

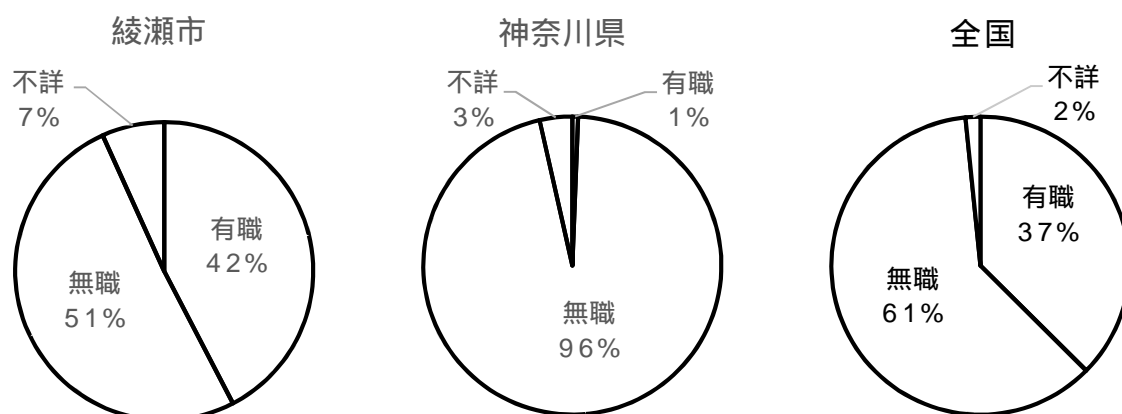


出典：警察庁「自殺統計」

### 3 職業別の実態

平成 27 年から令和 4 年までの 8 年間の自殺者の職業の有無では、本市の無職者は、県（96%）や国（61%）に比べると少ないものの、半数を超える状況（51%）で、無職者の自殺が高い状況となっています。（図 6）

図 6 自殺者の職業の有無（平成 27～令和 4 年合計）



出典：警察庁「自殺統計」

本市の平成 29 年から令和 3 年の 5 年間の有職者の自殺の内訳では、自営業・家族従業者が 9.1%、被雇用者・勤め人が 90.9%となっています。（性・年齢・同居の有無の不詳を除く）（表 2）

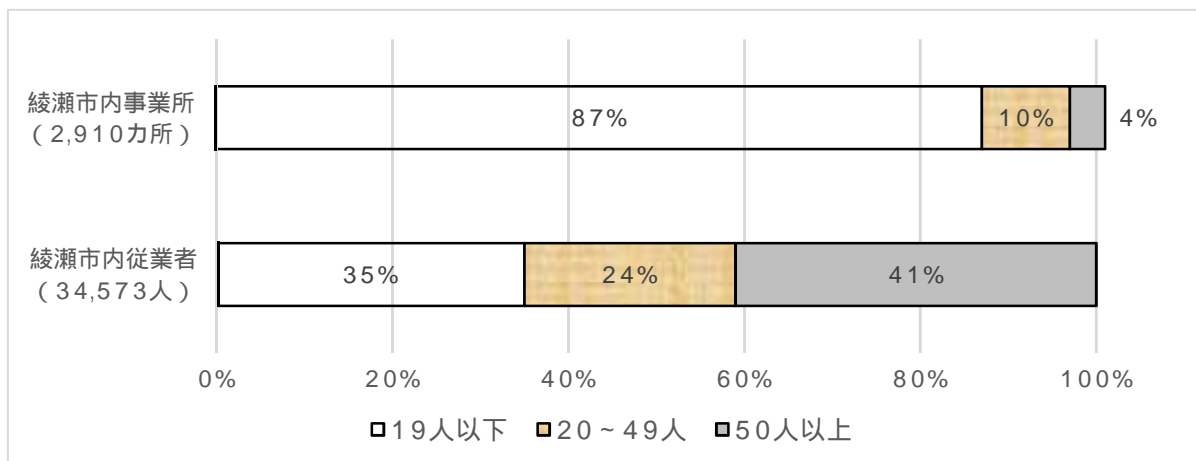
表 2 有職者の自殺の内訳（平成 29～令和 3 年合計）

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	1	9.1%	17.5%
被雇用者・勤め人	10	90.9%	82.5%
合計	11	100%	100%

出典：自殺総合対策推進センター

地域の事業所規模別事業所 / 従業者割合（平成 28 年経済センサス-基礎調査）では、市内の 2,910 力所の事業所のうち、50 人未満の小規模事業所は 97%（87% + 10%）となっています。また、市内の事業所の従業者数は、34,573 人で、そのうちの 50 人未満の小規模事業所の従業者割合は、59%（35% + 24%）となっています。（図 7）

図 7 地域の事業所規模別事業所 / 従業者割合

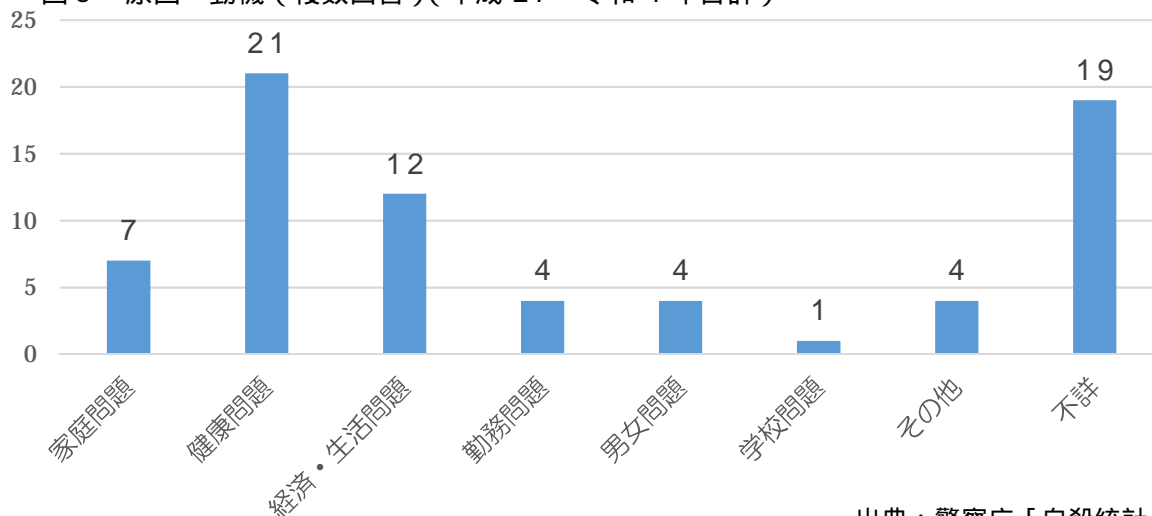


出典：自殺総合対策推進センター  
出典先のデータで掲載

#### 4 原因・動機別の実態

本市の平成 27 年から令和 4 年までの 8 年間の自殺者の原因・動機では、「不詳」を除くと「健康問題」、「経済・生活問題」が高くなっています。（第 1 期同様）（図 8）

図 8 原因・動機（複数回答）（平成 27～令和 4 年合計）



出典：警察庁「自殺統計」

## 5 高齢者の実態

本市の平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の 60 歳以上の自殺者の同居人の状況を国と比べると、60 歳代、80 歳以上の男性と 70 歳代の女性で同居人ありの割合が高くなっています。(表 3)

表 3 60 歳以上の自殺者の同居人の状況 (平成 29 ~ 令和 3 年合計)

性別	年齢階級	同居人の有無 (人数)		同居人の有無(割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60 歳代	3	1	<b>21.4%</b>	7.1%	14.0%	10.4%
	70 歳代	1	1	7.1%	7.1%	15.0%	8.0%
	80 歳以上	2	1	<b>14.3%</b>	7.1%	11.5%	5.0%
女性	60 歳代	0	0	0.0%	0.0%	8.7%	2.8%
	70 歳代	3	1	<b>21.4%</b>	7.1%	9.1%	4.3%
	80 歳以上	0	1	0.0%	7.1%	6.9%	4.3%
合計		14		100%		100%	

出典：自殺総合対策推進センター

## 6 支援が優先されるべき対象群

平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、市の主な自殺の特徴として上位 5 区分が示されました。この情報から推奨される重点施策として、「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「勤務者・経営者」に対する取り組みがあげられました。(表 4)

表 4 市の主な自殺の特徴 (特別集計 (自殺日・居住地、平成 29～令和 3 年合計))

上位 5 区分 <sup>1</sup>	自殺者数 5 年計	割合	自殺率 <sup>2</sup> (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路 <sup>3</sup>
1 位: 男性 60 歳以上 無職同居	5	14.7%	16.2	失業 (退職) 生活苦 + 介護の悩み (疲れ) + 身体疾患 自殺
2 位: 男性 60 歳以上 無職独居	3	8.8%	53.4	失業 (退職) + 死別・離別 うつ状態 将来生活への悲観 自殺
3 位: 男性 20～39 歳 有職独居	3	8.8%	33.7	【正規雇用】配置転換 過労 職場の人間関係の悩み + 仕事の失敗 うつ状態 自殺 【非正規雇用】(被虐待・高校中退) 非正規雇用生活苦 借金 うつ状態 自殺
4 位: 女性 60 歳以上 無職同居	3	8.8%	6.1	身体疾患 病苦 うつ状態 自殺
5 位: 女性 60 歳以上 無職独居	2	5.9%	18.2	死別・離別 + 身体疾患 病苦 うつ状態 自殺

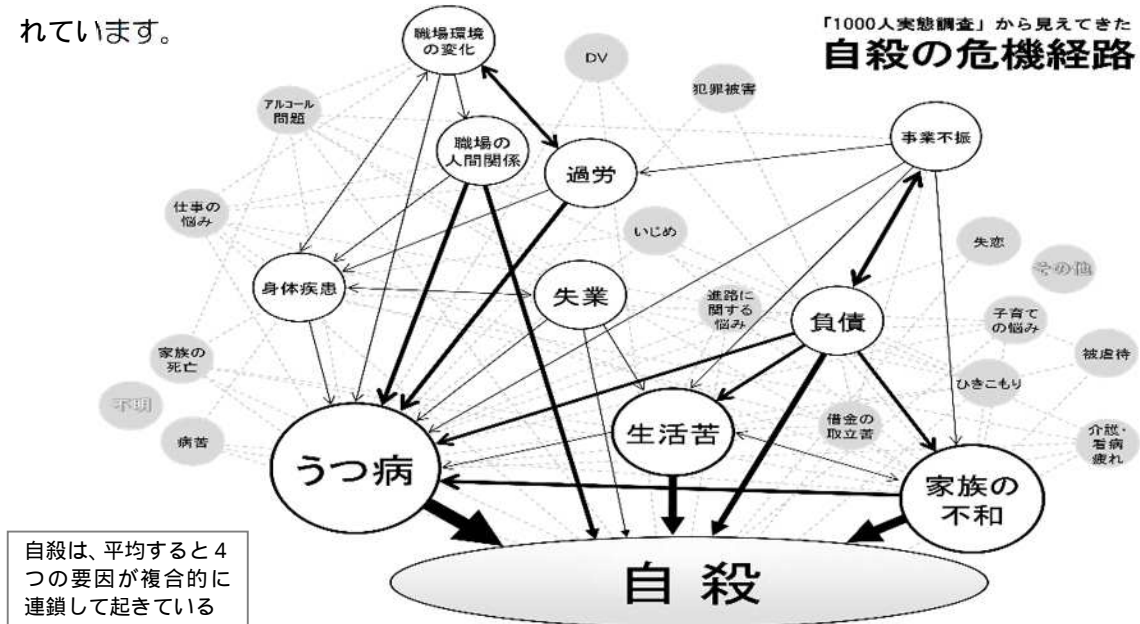
\*1 順位は自殺者数の多さにもとづきます。

\*2 自殺率の母数 (人口) は令和 2 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

\*3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO 法人ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考にしており、自殺者の生活状況別に見て代表的と考えられる経路の一例であり、記載の経路が唯一ではないことに留意してください。(詳細は『自殺実態白書 2013』(NPO 法人ライフリンク))

出典：自殺総合対策推進センター

表 4 の「背景にある主な自殺の危機経路」は、様々な要因が重なって、自殺に至ると言われています。



## 7 第1期計画における評価目標の達成状況

本市自殺対策の推進体制の中で、数値目標を掲げた取り組みについての達成状況は次のとおりです。

令和4年度は、コロナ禍の影響を受け、ゲートキーパー養成講座、お届けバラ講座等、命の大切さ体験型健康教育について、数値目標を下回る結果となりました。

今後については、令和5年からの新型コロナウイルス感染症の5類への移行による社会活動の回復状況を注視しながら、新たな基本施策及び重点施策を主な枠組みとして、実施手法等を検討し、より効果的な取り組みを行っていく必要があります。

事業 (第1期施策番号)	現状値 (平成29年度)	第1期 数値目標	結果 (令和4年度)	評価
ゲートキーパー養成研修(基本・2)	ゲートキーパー養成数 延 473人/年	500人/年	174人/年	未達成 (コロナ禍による研修回数減)
こころの健康づくり講演会(基本・2)	講演会開催 1回/年	1回/年	1回/年	達成
自殺予防週間の取り組み(基本・3)	相談機関一覧配布数 446枚/年	500枚/年	577枚/年	達成
こころの健康相談(基本・4)	開催回数 週1回 年48回	週1回 48回/年	週1回 48回/年	達成
お届けバラ講座等(重点・1)	派遣回数 4回/年	5回/年	1回/年	未達成 (コロナ禍による派遣回数減)
自殺予防のリーフレット配布と自殺予防講話(重点・2)	実施回数 1回/年 市内5校	1回/年 市内5校	1回/年 市内5校	達成
生命の大切さ体験型健康教育(重点・2)	実施回数 3回 132人/年	5回 140人/年	4回 435人/年	未達成 (コロナ禍による実施回数減)
高齢者ヘルスアップ相談(重点・3)	開催回数 12回/年	12回/年	12回/年	達成

### 新型コロナウイルス感染症

令和元年12月に発生し、「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」として位置付けられていましたが、令和5年5月に「5類感染症」に変更されました。

基本施策とは、全国共通で実施する自殺対策事業です。施策を総合的に推進することで、自殺対策の基盤を強化します。

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 女性の自殺対策の推進

#### 基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進においては、その担い手となる人材や関係機関が連携し、各地域の実情に合わせた支援をすることが必要となります。自殺リスクが高い人だけでなく、生活全般において何らかの支援が必要な人を早期に発見し、具体的な支援につなげ、自殺リスクへとつながる前に問題解決を図れる体制を構築することが求められます。今後も自殺対策庁内連絡会・部会場の場を通して役割の明確化を図るとともに、各課や関係機関で連携を深め、支援の網目を深くしていくことで、どこに相談しても適切な相談場所に繋ぐことのできる体制を整備します。

事業	事業内容【担当課】
自殺対策庁内連絡会・部会	自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内連絡会や部会を開催し関係各課と連携強化を図ります。 【健康づくり推進課】
地域自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関と協議会を通してネットワークを構築し、相談体制の充実を図ります。 【障がい福祉課】
地域ケア会議	地域密着型の医療・介護を推進するために、多職種が集まって課題を検討し、課題の解決に向けて取り組みます。 【地域包括ケア推進課】
医療介護連携推進会議	必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関が連携して包括的かつ継続的な医療・介護の提供を行います。 【地域包括ケア推進課】



青少年問題協議会、青少年健全育成会連絡協議会	青少年の育成・支援するため、家庭、地域、事業者、学校及び行政などが少年の育成・支援活動に関わる課題を共有し、解決に向けた支援に取り組みます。 【こども未来課】
------------------------	--

## 基本施策 2 自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）の育成

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取り組みです。今後も、市職員や関係機関の職員を含め、地域、団体・企業等で自殺対策に関わる人材であるゲートキーパーを幅広く養成し、地域ぐるみで自殺対策を推進します。

### （１）市職員を対象とする研修

事業	事業内容【担当課】
職員研修	自殺予防の基礎知識やゲートキーパーの役割についての研修を実施します。 【職員課・健康づくり推進課】

### （２）市民を対象とする研修

事業	事業内容【担当課】
こころの健康づくり講演会	精神科医師等による自殺予防の基礎知識やゲートキーパーの役割についての研修を開催します。 【健康づくり推進課】
お届けバラ講座等	保健師による自殺予防の基礎知識やゲートキーパーの役割についての講座を実施します。 【生涯学習課・健康づくり推進課】
民生委員・児童委員研修	民生委員・児童委員を対象に、自殺予防の基礎知識やゲートキーパーの役割についての研修を実施します。 【福祉総務課・健康づくり推進課】

### 【ゲートキーパーが担う役割とは】

「ゲートキーパー」に求められる役割は、「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」です。

気づき：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ：必要な支援者や相談機関につなぐ

見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

ゲートキーパーになるのに特別な資格は不要です。医師や保健師、各種相談窓口、ボランティア、家族や同僚、友人といった様々な立場の人がゲートキーパーの役割を担うことが期待されます。

### 基本施策 3 市民への啓発と周知

自殺に対する正しい知識の普及を図るため、自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発活動を実施するとともに、各種講座等の機会を活用した自殺予防に関する内容の普及啓発を図ります。また、健康問題、家庭問題、経済問題など様々な悩みを抱える人が適切な支援を受けることのできるよう、各種相談窓口について広く周知していきます。

事業	事業内容【担当課】
自殺予防週間（9月10日～16日）の取り組み	自殺予防週間に自殺予防の横断幕を掲げ、相談先カードの配布やセルフメンタルチェックシステムの普及啓発に取り組みます。 【健康づくり推進課】
自殺対策強化月間（3月）の取り組み	3月の自殺対策強化月間に、「こころの健康づくり講演会」を開催し、自殺予防の普及啓発に取り組みます。 【健康づくり推進課】
自殺予防の普及啓発	自殺予防の看板を掲げるとともに、市内公共施設のトイレへ相談先ポスターの掲示、LINE や広報誌等を活用した普及啓発に取り組みます。 【秘書広報課・情報政策課・健康づくり推進課】
救急の日行事での啓発	救急の日のイベントで相談先カードなどを配布し、情報の周知に取り組みます。 【消防署】
救急出動時の啓発	複数回救急要請をしている自殺未遂者やその家族に対し、相談先カードを配布し、自殺予防の普及啓発に取り組みます。 【消防署】
行政資料コーナーでの啓発	来庁者に対して市の事業等の周知や相談先の情報、各種窓口などを紹介するカード等を配架します。 【文書法務課・健康づくり推進課】

#### 基本施策 4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重責務、生活困窮等「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときといわれています。

そのため個人においても地域においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

##### （１）自殺リスクを抱える可能性のある人への支援（居場所活動を含む）

事業	事業内容【担当課】
こころの健康相談	こころの不安や悩みについて、保健師が相談に応じます。また、支援が必要な場合は、関係各課や医療機関等を紹介します。 【健康づくり推進課】
こころの訪問相談	こころの不安や悩みについて、保健師が家庭を訪問し相談に応じます。また、支援が必要な場合は、関係各課や医療機関等を紹介します。 【健康づくり推進課】
産婦健康診査	産婦健診で、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を活用し、産後うつの早期発見に努め、必要な場合は、産後ケア事業を行います。 【健康づくり推進課】
産後ケア事業	育児に不安を抱え、身近に支援者がいない産婦へ、助産師が訪問し、赤ちゃんとお母さんの心身のケアや育児のサポートの支援を行います。 【健康づくり推進課】
養育支援訪問	妊娠、出産、育児期に産後うつ状態、育児ノイローゼなどを抱える家庭に対し、保健師が家庭訪問を実施し、妊娠、出産、育児についての相談やアドバイスを行います。 【健康づくり推進課】
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止のため、関係各課・関係機関等と、情報交換や支援内容の検討を行い、訪問や相談等で支援を行います。 【健康づくり推進課】
断酒会 （本人や家族が同じ立場の人たちと交流し、断酒継続の助けとする会）	アルコールの問題を抱える人やその家族の相談で、支援が必要な場合は、断酒会に紹介します。 【健康づくり推進課】

24 時間健康相談	心の不調の相談、ストレスや不安などの対処方法について、医師、保健師等の専門職が 24 時間体制で電話相談に応じます。 【健康づくり推進課】
子育て講座 (子育て支援センター)	しつけや育児に関する講座を実施し、育児不安を解消します。 【こども未来課】
子育てひろば事業 (子育て支援センター)	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育て相談の場の設置・運営をします。 【こども未来課】
地域サロン	住民主体で高齢者が集える機会を創出し、外出を促すことで閉じこもりを解消します。 【地域包括ケア推進課】
精神障がい者家族向け講演会・交流会	精神障がい者の家族向けの講演会・交流会を開催し、当事者家族のつながりや地域における居場所を提供します。 【障がい福祉課】
障がい児者の総合相談	綾瀬市保健福祉プラザ 1 階に障がい児者相談支援センターを設置しています。当センターでは、生活全般で困っていることや福祉サービスの利用などの相談を専門相談員が受け、総合的・専門的な支援を行います。 【障がい福祉課】
DV相談	配偶者等からの暴力について、電話や面接で相談に応じ、被害者を保護します。 【市民課】
図書館事業	図書館において、読書環境の充実、読書活動の推進を図る各種企画やイベント、情報発信を行い、生涯学習の場を提供しています。 【生涯学習課】
公民館事業	公民館において各種講座やイベントを開催し、学習の機会と場を提供します。 【生涯学習課】
アクティブ・シニア応援窓口	就労、ボランティア、地域活動、趣味サークルなど、やりたいこと・興味あることをコーディネーターが一緒に探します。 【高齢介護課】
高齢者憩の家	60歳以上の方が地域で歓談や趣味の活動などができるよう設置された施設で、カラオケや茶話会など多くの趣味活動を行います。 【高齢介護課】

老人クラブ連合会補助金	地域の仲間と共に、自主的に行うさまざまなクラブ活動を通じて、高齢者の仲間づくりや生きがいづくり、健康づくりを行います。 【高齢介護課】
-------------	--

(2) 自殺未遂者への支援

複数回救急要請をしている自殺未遂者や家族に対し、様々な相談機関に繋がる相談先カードを配布します。また、引き続き県の取り組みと連携し周知啓発します。

(3) 遺された人への支援

遺族への支援については、引き続き県の取り組みと連携し周知啓発します。

エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS) とは  
産後うつ病スクリーニングを目的とした自己記入式質問票です。うつ病のスクリーニングとして利用しています。

## 基本施策5 女性の自殺対策の推進

全国の自殺者数は、近年、減少傾向にあるものの、女性の自殺者数は令和2年に2年ぶりに増加し、3年連続で増加しています。女性の自殺対策は、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、講じていく必要があります。

### (1) 妊産婦への支援の充実

事業	事業内容【担当課】
こども家庭センター	<p>予期せぬ妊娠などによる身体的・精神的な悩みや不安を抱えた妊婦や産後に心身の不調や育児不安等を抱える母親に対する心身のケアやサポート等についてサポートプランを作成し、妊娠期から子育て期までの一体的な相談支援を行います。</p> <p>【健康づくり推進課】</p>
産婦健康診査（再掲）	<p>産婦健診で、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を活用し、産後うつの早期発見に努め、必要な場合は、産後ケア事業を行います。</p> <p>【健康づくり推進課】</p>
産後ケア事業（再掲）	<p>育児に不安を抱え、身近に支援者がいない産婦へ、助産師が訪問し、赤ちゃんとお母さんの心身のケアや育児のサポートの支援を行います。</p> <p>【健康づくり推進課】</p>
養育支援訪問（再掲）	<p>妊娠、出産、育児期に産後うつ状態、育児ノイローゼなどを抱える家庭に対し、保健師が家庭訪問を実施し、妊娠、出産、育児についての相談やアドバイスを行います。</p> <p>【健康づくり推進課】</p>
要保護児童対策地域協議会（再掲）	<p>児童虐待の未然防止のため、関係各課・関係機関等と、情報交換や支援内容の検討を行い、訪問や相談等で支援を行います。</p> <p>【健康づくり推進課】</p>
子育て講座 （子育て支援センター）（再掲）	<p>しつけや育児に関する講座を実施し、育児不安を解消します。</p> <p>【こども未来課】</p>
子育てひろば事業 （子育て支援センター）（再掲）	<p>乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育て相談の場の設置・運営をします。</p> <p>【こども未来課】</p>

こども家庭センターとは  
 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が統合され、子ども家庭センターになりました。

( 2 ) 困難な問題を抱える女性への支援

事 業	事業内容【担当課】
ひとり親家庭の相談（母子・父子自立支援員）	ひとり親家庭の方の暮らしや子どものこと、福祉資金の貸付のことなどについて自立に必要な情報提供や相談などの支援を行います。 【こども未来課】
ひとり親家庭の相談（ひとり親総合相談員）	離婚を考えている方や離婚をしたが養育費の取決めをしていない方に、養育費確保に向けた相談などの支援を行います。 【こども未来課】
DV相談（再掲）	配偶者等からの暴力について、電話や面接で相談に応じ、被害者を保護します。 【市民課】
女性就労等支援事業補助金	子育て中の女性が、就労や正規雇用へのステップアップを希望する場合に、就職や仕事に役立つ資格や免許等の取得に要する一部を補助します。 【市民活動推進課】



自殺総合対策推進センターの作成した「地域自殺実態プロファイル」から、優先的に取り組む重点施策の自殺対策事業は、「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「勤務者・経営者」です。

- 1 高齢者対策
- 2 生活困窮者対策
- 3 子ども・若者対策
- 4 勤務者・経営者対策

### 重点施策1 高齢者対策

#### <現状と課題>

本市の過去5年間(平成29年～令和3年)の60歳以上の自殺者の同居人の状況では、70歳代女性(同居人あり)が21.4%で国割合と比べて約2.3倍、60歳代男性(同居人あり)が21.4%と国割合と比べて約1.5倍、80歳代以上男性も国割合より高くなっています。また、男女別年代別自殺者数の構成割合では、男性60歳代が全体の自殺者の2位、女性70歳代が全体の3位になっていることから、高齢者対策が課題となっています。

高齢者は身体機能の低下から閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域とのつながりを保つための取り組みや地域包括ケアシステムの構築にかかる取り組み、健康づくり・介護予防にかかる取り組み、社会参加の促進等を推進してきました。しかし、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止・規模縮小等を余儀なくされた事業等も少なくありません。

今後も引き続き、高齢者のこころの健康と身体機能の向上を図ることが必要です。また、孤立・孤独の予防につながる社会参加機会の充実等に取り組めます。

#### (1) 包括的な支援のための連携の推進

事業	事業内容【担当課】
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターが中核となり、各種保健・福祉サービスの調整を図ります。 【地域包括ケア推進課】
地域ケア会議(再掲)	地域密着型の医療・介護を推進するために、多職種が集まって課題を検討し、課題の解決に向けて取り組みます。 【地域包括ケア推進課】

地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進めます。 【地域包括ケア推進課】
高齢者への総合相談事業	高齢者に必要な支援を提供するため、地域包括支援センターにおいて相談支援やネットワークの構築を行います。 【地域包括ケア推進課】
高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター、民生委員等を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や家族等への支援を行います。 【地域包括ケア推進課】
成年後見制度専門相談	成年後見制度の利用や申し立て方法、後見業務についてなど、成年後見制度に関する相談全般を、社会福祉士が受けます。 【地域包括ケア推進課】
第1号訪問・通所事業	介護予防給付で行われていた現行に相当する訪問型、通所型サービスを行います。 【地域包括ケア推進課】
認知症地域支援推進員による相談支援	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、認知症地域支援推進員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行います。 【地域包括ケア推進課】
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	地域の健康課題の分析・対象者の把握、事業の企画・調整・評価を行い、医療専門職が高齢者に対する個別的指導（ハイリスクアプローチ）事業と通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）事業を実施し、フレイルと介護予防に取り組みます。 【保険年金課・地域包括ケア推進課・健康づくり推進課】

(2) 地域における要介護者に対する支援

事業	事業内容【担当課】
在宅療養相談	保健師や看護師等が、医療と介護の両方が必要な方の相談や支援を行います。 【地域包括ケア推進課】

(3) 高齢者の健康不安に対する支援

事業	事業内容【担当課】
緊急通報システム事業	緊急通報システムを利用する人の安否確認や相談を行います。 【地域包括ケア推進課】
高齢者ヘルスアップ相談	保健師と管理栄養士による、生活習慣病予防やこころの健康等の健康相談を行います。 【健康づくり推進課】
こころの健康相談（再掲）	こころの不安や悩みについて、保健師が相談に応じます。また、支援が必要な場合は、関係各課や医療機関等を紹介します。 【健康づくり推進課】
こころの訪問相談（再掲）	こころの不安や悩みについて、保健師が家庭を訪問し相談に応じます。また、支援が必要な場合は、関係各課や医療機関等を紹介します。 【健康づくり推進課】
お届けバラ講座等（再掲）	市民に対し、保健師や管理栄養士が、高齢者の健康についての講座を行います。 【生涯学習課・健康づくり推進課】
在宅療養相談（再掲）	保健福祉プラザで保健師や看護師等による、医療と介護の両方が必要な方の相談・支援を行います。 【地域包括ケア推進課】
認知症カフェ (名称：らくらくカフェ)	認知症の家族や、認知症に関心のある人、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設し、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。 【地域包括ケア推進課】
認知症地域支援推進員による相談支援（再掲）	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、認知症地域支援推進員による相談支援を行います。 【地域包括ケア推進課】
避難行動要支援者登録制度	要配慮者のうち、災害時に自ら避難する事が困難な人を支援するため、事前に本人の意思に基づき登録した方に対して、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等の地域の支援者の協力により、災害時の安否確認や避難誘導の支援を行うほか、日頃からの見守り活動を行います。 【福祉総務課】

介護給付に関する事業	居宅介護、施設介護サービス費等の給付を行い、負担の軽減を図ります。 【高齢介護課】
高齢者でゴミ出しの困難な世帯の個別収集	高齢者対象の個別訪問によるごみ出しの収集支援と見守りを行います。 【地域包括ケア推進課】

(4) 社会参加の促進と孤独・孤立の予防

事業	事業内容【担当課】
認知症カフェ (名称：らくらくカフェ) (再掲)	認知症の家族や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設し、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。 【地域包括ケア推進課】
老人クラブ連合会補助金(再掲)	老人クラブ連合会の活動に対して助成を行い、地域における活動と相互交流を活性化させ、生きがいづくりを推進します。 【高齢介護課】
高齢者福祉会館の運営	高齢者が教養及びレクリエーションを行う場として、高齢者福祉会館を運営し、孤立の防止を図ります。 【高齢介護課】
コミュニティバス高齢者専用乗車カードの発行	65歳以上のコミュニティバス利用者に対し、「綾瀬市コミュニティバス高齢者専用乗車カード」を希望者へ発行します。 【高齢介護課】
高齢者社会参加促進事業	「アクティブ・シニア応援窓口」で、就労やボランティア、地域活動、趣味サークル等の紹介を行い、元気高齢者の活躍の場を提供し、今まで培ってきた知識や経験を地域社会で生かせる仕組みづくりを図ります。 【高齢介護課】
地域サロン(再掲)	住民主体で高齢者が集える機会を創出し、外出を促すことで閉じこもりを解消します。 【地域包括ケア推進課】
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成します。 【地域包括ケア推進課】

介護予防普及啓発事業（レインボー健康体操）	市内に居住する 65 歳以上の高齢者を対象に、運動を習慣化することで運動機能の強化、外出や他者と交流する機会を作ることによって閉じこもりを解消し、介護予防を推進します。 【地域包括ケア推進課】
フレイル測定会	フレイルに関する各種測定を実施することで、フレイルの予防と早期発見につなげます。 【地域包括ケア推進課】
アプリを活用したフレイル予防事業	アプリ内で参加者同士が記録し、励まし合うことで歩数等の運動習慣を動機づけ、定着を目指します。また、感染症の流行によっては外出、社会参加に制約を求められ、このような環境下においてもフレイル予防、介護予防に寄与することを目指します。 【地域包括ケア推進課】

## 重点施策2 生活困窮者対策

### < 現状と課題 >

本市の過去8年間（平成27～令和4年）の自殺者の原因・動機では、「不詳」を除くと「経済・生活問題」は「健康問題」に次いで2番目に多くなっています。

生活困窮の背景には、健康面、経済面、人間関係等の多様な問題が複合的に発生していることが少なくないため、様々な要因に対して包括的に対応することが重要となります。綾瀬市では様々な問題を抱えている生活困窮者に対して、関係機関と連携しながら相談対応の実施や支援にかかる制度の運用、一人ひとりのケースに応じた生きる支援を行ってきました。

今後においても、制度の周知を図っていくとともに、生活困窮者自立支援窓口において受け付ける新規相談者は、複合的な課題を抱えている可能性があるという共通認識のもと、関係機関が連携して支援を行っていく必要があります。

### （1）相談支援の推進

事業	事業内容【担当課】
消費者相談	消費トラブルに関する相談及び被害者に対する必要な助言等を行います。 【市民課】
法律相談（昼間・夜間）	市民の複雑多岐にわたる法律相談に対し、弁護士への相談会を昼間だけでなく、夜間にも提供します。 【市民課】
民生委員・児童委員活動	住民の生活上の問題に関する相談に応じ、必要があれば関係機関や社会資源につなげます。 【福祉総務課】
納税相談	災害等により家屋や財産に著しい損害を受けた場合や失業、病気療養などにより納期限内に納税することが出来ない場合に相談を行います。 【収納課】

### （2）居場所づくりや生活支援の充実

事業	事業内容【担当課】
子どもの学習支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言等を行います。 【福祉総務課】

要保護及び準要保護児童・生徒就学援助事業	<p>経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、給食費・学用品等を援助します。</p> <p>【学校教育課】</p>
奨学金給付事業	<p>経済的理由により、高等学校等（専修学校・高等専門学校等を含む）での修学が困難な生徒に対し、毎月学費の一部を援助します。</p> <p>【学校教育課】</p>
勤労者生活資金貸付制度	<p>住民の生活安定のため、生活資金を低利で貸し付けます。</p> <p>【工業振興企業誘致課】</p>
住居確保給付金の支給	<p>離職等により住宅を失った方や失うおそれのある方で、所得が一定基準以下などの要件に該当する方に、有期で家賃相当額の支給を行います。</p> <p>【福祉総務課】</p>
ジョブスポットあやせ	<p>就職相談、職業紹介事業を通し、求職活動支援を行います。</p> <p>【工業振興企業誘致課】</p>
生活保護	<p>生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療などの各種扶助費の支給を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図ります。</p> <p>【福祉総務課】</p>
生活困窮者自立支援事業	<p>自立相談支援事業、住居確保給付金の支給及び子どもの学習支援事業などの支援により自立の促進を図ります。</p> <p>【福祉総務課】</p>
中国残留邦人等支援給付	<p>老齢基礎年金等の満額支給に加えて、その方の属する世帯の収入の額が一定の基準を満たさない場合に支援給付費を支給します。</p> <p>【福祉総務課】</p>
養護老人ホームへの入所	<p>経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者等への入所の手続きを支援しています。</p> <p>【地域包括ケア推進課】</p>
フードライブ（フードリンク）	<p>家庭内の未利用食品を集め、社会福祉法人等を通して配布しています。</p> <p>【福祉総務課】</p>
公営住宅事務	<p>公営住宅の管理事務・公募事務を行います。</p> <p>【建築課】</p>

(3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連携

事業	事業内容【担当課】
自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援・支援プラン等の作成により自立の促進を図ります。 【福祉総務課】
生活困窮者支援調整会議	生活困窮者対策を関係各課が連携して支援していくために、支援の状況や相談者との支援についての情報等を共有します。 【福祉総務課】



### 重点施策3 子ども・若者対策

#### <現状と課題>

本市の過去8年間（平成27年～令和4年）の男女別年代別自殺者数の構成割合をみると、20歳代の自殺者数では、男性8%、女性3%となっており、他の年代と比較するとほぼ同じ割合となっています。しかしながら、家庭環境の多様化・複雑化、核家族化など人間関係の希薄化や社会の大きな変化により子ども・若者の困りごとや悩みは多様化しています。

平成30年度より開始した小学生に向けたSOSの出し方に関する教育では、コロナ禍においても、実施方法を相談しながら継続して実施してきました。令和5年度からは、中学生に向けたSOSの出し方に関する教育も実施するなど、児童生徒自身が困難やストレスに直面した際に、自ら信頼できる大人に相談できるよう今後も継続的に取り組む必要があります。

また、令和4年10月に策定された新しい国の自殺総合対策大綱において、子ども・若者の自殺対策をさらに推進することは、引き続き重点施策の一つとして位置づけられています。

#### (1) SOSの出し方に関する教育の実施

事業	事業内容【担当課】
SOSの出し方に関する教育 (小学校)	市内小学校において、こころの健康と悩みを抱えた時の対処法や相談先について講話を実施します。 【健康づくり推進課】
SOSの出し方に関する教育 (中学校)	市内中学校において、こころの健康と悩みを抱えた時の対処法や相談先について講話を実施します。 【健康づくり推進課】
自殺予防のリーフレット配布 と自殺予防講話	新中学1年生への新入学説明会に合わせて、「あなたの将来のために、知っておいてほしいこと」の自殺予防リーフレットの配布と保健師による自殺予防の講話を行います。 【健康づくり推進課・教育指導課】
生命の大切さ体験型健康教育	胎動体感システムを活用した生命の大切さについての体験型健康教育を行います。 【健康づくり推進課・教育指導課】
児童・生徒指導研修	教職員を対象に児童・生徒の健全育成に向けた、研修体制を充実します。 【教育指導課】
いじめ防止対策事業	いじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防に取

	り組みます。 【教育指導課】
--	-------------------

(2) 児童・生徒が安心して集える居場所の構築

事業	事業内容【担当課】
あやせっ子ふれあいプラザ事業	放課後等の教室・校庭・体育館など学校施設を活用し、放課後児童の安全な遊び場及び異年齢の児童との交流の場を提供します。 【保育課】
青少年指導者養成事業	青少年のリーダー育成や指導者の各種講習会を開催し、青少年の居場所を提供します。 【こども未来課】
教育支援教室体験学習活動	不登校や不登校傾向にある児童・生徒が、日常とは違う生活環境の中で、体験活動や交流活動等を行うことを通して、「生きる力」を身につける機会と場を提供します。 【教育研究所】
障がい児支援に関する事業	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスで、障がい児の居場所を提供します。 【障がい福祉課】
子ども会育成事業	地区子ども会活動に対する支援・助成を実施します。 【こども未来課】

(3) 相談支援の機会の充実

事業	事業内容【担当課】
スクールソーシャルワーカー配置派遣事業	スクールソーシャルワーカーが児童・生徒の様々な相談を行います。 【教育研究所】
教育支援教室設置運営事業	不登校児童・生徒の学校への復帰や自立を援助する学習・生活指導等を行います。 【教育研究所】
教育相談	子どもの悩みや心配事に関する、来所・電話相談を行います。 【教育研究所】
教育相談に関するケース会議や連絡会の開催	スクールカウンセラー、教育心理相談員、スクールソーシャルワーカー等が、教育相談上の課題について協議し、教育相談業務の充実を図ります。 【教育研究所】

青少年相談室	<p>中学卒業～39歳までの青年期における、非行・身上問題に悩む人からの相談に応じます。また、支援が必要な場合には、関係各課や関係機関等と連携して支援を行います。</p> <p>【こども未来課】</p>
子ども家庭センター（再掲）	<p>全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行います。</p> <p>【健康づくり推進課】</p>
もみの木園（児童発達支援センター）	<p>児童発達支援事業、地域支援事業（障害児相談支援、日中一時支援、保育所等訪問支援）在宅障害児機能訓練、言語訓練を実施し、地域の中核機関として、発達支援・家族支援、地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション、発達支援の入り口としての相談機能を担います。</p> <p>【障がい福祉課】</p>

スーパーバイズ・コンサルテーションとは

スーパーバイズとは、地域の中核機関として、療育・保育の専門的知識に基づき専門的な支援や助言等を行うことです。コンサルテーションとは、事業所の指導や人材育成のための研修会を行っていることをいいます。

## 重点施策 4 勤務者・経営者対策

### < 現状と課題 >

本市の過去 8 年間（平成 27 年～令和 4 年）の自殺者のうち、有職者が 42% であり、県（1%）や国（37%）に比べて、高い状況となっています。また、有職者の自殺の内訳では、被雇用者・勤め人が 90.9%、自営業・家族従業者が 9.1% で、国の被雇用者・勤め人（82.5%）と比べて高い状況です。また、男女別年代別自殺者数の構成割合では、男性 40 歳・60 歳の自殺者数が全体の上位を占めていることから、勤務者・経営者への対策が課題となっています。

従業者が 50 人未満の小規模事業所は、市内事業所の 97% となっており、50 人未満の小規模事業所に勤務する人は 59% となっています。勤務に悩みを抱えた人が、適切な相談機関等につながるよう、従業員のメンタルヘルス対策の周知を徹底する必要があります。

また、新しい国の自殺総合対策大綱では、勤務問題による自殺対策の推進が「当面の重点施策」として引き続き掲載されるなど、勤務問題に関わる自殺対策は、国をあげての重要課題となっています。

### （1）相談機関等の周知の推進

事業	事業内容【担当課】
自殺予防週間の取り組み（再掲）	9 月の自殺予防週間に、勤務者・経営者に対し、相談機関等の情報の周知を図ります。 【健康づくり推進課】
県央地区地域・職域連携推進協議会、ワーキンググループ	県央市町村や各商工会、労働基準監督署等の職域に携わる関係者会議で、相談機関等の情報の周知を図ります。 【健康づくり推進課】
お届けバラ講座等（再掲）	メンタルヘルス対策に関する講座を実施し、相談機関等の情報の周知を図ります。 【生涯学習課・健康づくり推進課】
若年者への労働対策	「働くときの基礎知識」のリーフレットと相談先カードを配布し、情報の周知を図ります。 【工業振興企業誘致課・健康づくり推進課】
あやせ工場合同入社式・合同研修	合同入社式・合同研修会等で、メンタルヘルスに関する講座を実施します。 【工業振興企業誘致課・健康づくり推進課】

### （2）相談支援の機会の充実

事業	事業内容【担当課】
ジョブスポットあやせ（再	市内の企業と連携して、就労相談会を実施しています。

掲)

【工業振興企業誘致課】

## 第5章

## いのち支える自殺対策への取り組み

### 生きる支援の関連施策

No	事業名	事業内容	担当課
1	本庁庁内案内業務	総合案内にて庁内案内業務を行うとともに、窓口等を案内するフロアマネージャーを配置	公共資産課
2	法外援護事務	行政が独自に援助金等を支給し本人及び世帯の自立助成を図る	福祉総務課
3	障がい者基幹相談支援センター事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題についての相談受付、障がいを理由とした差別の相談受付、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターの運営	障がい福祉課
4	手話奉仕員養成事業	手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成	
5	手話通訳者養成事業	手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者の養成	
6	手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者等を派遣	
7	手話通訳者設置事業	手話通訳者を設置し、市役所での相談や手続きの通訳を実施	
8	精神保健業務 ( 困難事例対応精神障がい者と家族への個別支援の充実 )	困難事例対応精神障がい者( 疑い含む ) 及びその家族への個別支援の充実	
9	日中一時支援事業	障がい者( 児 ) の介護者が、居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う	
10	障がい者愛護手当	市内に1年以上居住している障がい者に手当を支給	
11	障がい児支援に関する事務	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援、障がい児相談支援	

12	訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型 B 型・共同生活援助等の訓練給付	障がい福祉課
13	訪問入浴事業	入浴が困難な重度障がい者に対して巡回入浴を実施	
14	障がい者講座・講習の開催	障がい者及び家族を対象に、講習会を開催	
15	障がい者相談員による相談業務（身体・知的障がい者相談員）	行政より委託した障がい者相談員による相談業務	
16	あやとも協議会	関係機関や関係団体、当事者とそこご家族など幅広く連携を図り、障がいのある人への支援体制を整える	
17	精神保健相談	精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進、困難事例対応精神障がい者と家族への個別支援の充実	
18	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	
19	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援	
20	40歳未満の住民を対象とした健康診査（国民健康保険加入者分）	35～39歳の被保険者で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診を実施	保険年金課
21	特定健診・特定保健指導	メタボリックシンドロームの対象者・予備群を抽出し、生活習慣病等の予防を図るため保健師・管理栄養士が個別保健指導を実施	保険年金課 健康づくり推進課
22	生活習慣病重症化予防事業、重複・頻回受診者対策事業	保健師や管理栄養士の訪問による、健康相談、適正受診の指導	
23	公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談の受付	環境保全課
24	ファミリーサポートセンター事業	子育ての相互援助活動を支援	こども未来課

25	子育て支援ネットワーク推進事業	子育て支援センターや子育て団体、関係機関とのネットワークの推進、子育て支援の仕組みを整え、多面的な子育て支援を推進	こども未来課
26	児童扶養手当給付事業	児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、自立を促進	
27	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成し、生活の安定と自立を支援	
28	ひとり親家庭自立等促進事業	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等、高等学校卒業程度認定試験受講修了時等給付金、養育費確保支援事業、養育費相談員（ひとり親総合相談員）の設置	
29	放課後児童クラブ（学童）対策事業	昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に放課後児童クラブ（学童）で保育	保育課
30	保育コンシェルジュ配置事業	保育コンシェルジュを配置し、保育を必要としている世帯の相談受付、ニーズに合ったサービスの情報提供	
31	一時預かり	一時的に家庭での保育が困難になる場合に子どもを預かる事業	
32	ショートステイ（R6～導入検討中）	一時的に家庭での保育が困難になる場合に子どもを預かる事業	
33	保育所・幼稚園	家庭で保育ができない場合の保育（保育所）・幼児教育（幼稚園）	健康づくり推進課
34	母子保健	妊婦健康診査、新生児訪問、乳幼児訪問、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査、なかよしサークル、母親父親教室、離乳食教室、こども健康相談等	
35	あやびいの子育てお役立ち情報	乳幼児健診・予防接種スケジュールの配信、各種講座や子育て情報、相談先を掲載	
36	成人保健	健康度見える化コーナー（未病センターあやせ）、いきいき健康・食事相談、成人健康相談、聴覚相談、生活習慣病予防教室等	
37	コミュニティバス運行事業	交通不便解消、アクセス向上等の目的で運行	都市整備課



## 第6章

## 綾瀬市の自殺対策の推進体制

### 1 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取り組めるよう、市ホームページなどを活用し、市民への周知を行います。

### 2 推進体制

自殺対策を推進するため、自殺対策庁内連絡会・部会において、総合的な対策を推進します。

### 3 進行管理

本計画の取り組み状況については、自殺対策庁内連絡会で進行管理をします。

施策	番号	事業	現状値 (令和4年度)	数値目標 (令和10年度)	目標値の考え方
基本	2	ゲートキーパー養成研修	ゲートキーパー養成数 延 174人/年	ゲートキーパー養成数 延 500人/年	現状を踏まえ前計画の目標値を継続
基本	2	こころの健康づくり講演会	講演会開催 1回/年	講演会開催 1回/年	継続実施
基本	3	自殺予防週間の取り組み	相談機関一覧配布数 577枚/年	相談機関一覧配布数 500枚/年	継続実施
基本	4	こころの健康相談	開催回数 週1回 48回/年	開催回数 週1回 48回/年	継続実施
基本	5	こども家庭センター	—	サポートプランの作成 作成率 100%	支援対象者を確実に 支援に繋げるため
重点	1	高齢者ヘルスアップ相談	開催回数 12回/年	開催回数 12回/年	継続実施
重点	3	自殺予防のリーフレット 配布と自殺予防講話	実施回数 1回/年 市内5校	実施回数 1回/年 市内5校	継続実施
重点	3	生命の大切さ体験型健康 教育	実施回数 4回 435人/年	実施回数 5回 140人/年	現状を踏まえ前計画 の目標値を継続
重点	4	お届けバラ講座等	派遣回数 1回/年	派遣回数 5回/年	現状を踏まえ前計画 の目標値を継続

## 1 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

### 目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第12条—第14条）

第3章 基本的施策（第15条—第22条）

第4章 自殺総合対策会議等（第23条—第25条）

附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。)自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないよ

うにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第3章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、

自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものと

する。

#### 第4章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

自殺総合対策大綱の案を作成すること。

自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 前2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

#### 附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第7条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に第27条の規定による改正前の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第27条の規定による改正後の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性

をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第 7 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成 28 年 3 月 30 日法律第 11 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## 2 綾瀬市自殺対策庁内連絡会設置要領

(目的)

第1条 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、自殺対策の推進を図るため、自殺対策に係る庁内連絡会(以下「本会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

- (1) 自殺対策計画(自殺対策に関係するものを含む。以下同じ。)の策定に関すること
- (2) 自殺対策に係る情報の共有に関すること。
- (3) 庁内の関係課等が実施し、または実施しようとする自殺対策に係る調整または連携に関すること。
- (4) 庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。
- (5) その他自殺対策に関し、必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 本会は、原則として自殺対策事務主管部長及び福祉事務所長並びに別表に掲げる庁内の事務主管課の所属長(以下「委員」という。)をもって構成する。

(座長の職務及び代理)

第4条 本会に座長を置く。

- 2 座長は、自殺対策事務主管部長とする。
- 3 座長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本会は、座長が招集する。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 本会には、オブザーバーとして厚木保健福祉事務所大和センター職員のほか、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(部会)

第6条 本会は、目的達成のために、次のとおり部会を設ける。

- 2 部会は、原則として別表に掲げる業務主管課の主幹もしくは総括副主幹(以下「部会委員」という。)をもって構成する。
- 3 部会には、部会委員の互選により、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 5 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、当該部会で協議して定



める。

8 本会には、オブザーバーとして厚木保健福祉事務所大和センター職員のほか、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 本会及び部会の庶務は、自殺対策事務主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は本会で協議して定める。

附 則

この要領は、平成22年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別 表(第3条、第6条関係)

所 属	1	総合計画の策定及び調整事務主管課
	2	職員の安全衛生及び研修事務主管課
	3	社会福祉施策の企画、調整及び推進事務主管課
	4	障がい者福祉の企画、調整及び推進事務主管課
	5	高齢者福祉の企画、調整及び推進事務主管課
	6	地域包括事務主管課
	7	労働行政事務主管課
	8	児童・生徒の保健衛生及び安全に関する事務主管課
	9	救急及び救助活動主管課
	10	市民相談事務主管課
	11	子育て支援、青少年の健全育成の企画、調整及び推進事務主管課
	12	保育主管課
	13	自殺対策事務主管課

## あやせ自殺対策計画

「誰も自殺に追い込まれることのないあやせ」の実現を目指して

発行 令和6年 3月

発行者 綾瀬市健康こども部健康づくり推進課

〒252-1107

綾瀬市深谷中4丁目7番10号

電話：0467-77-1133（直通）